

令和5年9月定例会

総務委員会資料

(総務部)

秋田市職員給与条例新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第1条 (略) (給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当および災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。）を除いたものとする。</p> <p>第3条～第27条 (略) (災害派遣手当)</p> <p>第27条の2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条および<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8</u>において準用する場合を含む。）および大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定に基づき、本市に派遣された職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合は、当該職員には、災害派遣手当を支給する。</p> <p>2および3 (略)</p> <p>第27条の3～第30条 (略) 附 則 1～23 (略)</p> | <p>第1条 (略) (給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当および災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。）を除いたものとする。</p> <p>第3条～第27条 (略) (災害派遣手当)</p> <p>第27条の2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条および<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条</u>において準用する場合を含む。）および大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定に基づき、本市に派遣された職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合は、当該職員には、災害派遣手当を支給する。</p> <p>2および3 (略)</p> <p>第27条の3～第30条 (略) 附 則 1～23 (略)</p> <p>24 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次項において同じ。）から市民の生命および健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、第13条第2項の規定にかかわらず、防疫等業務手当を支給する。</u></p> <p>25 <u>前項の防疫等業務手当の額は、同項に規定する作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあ</u></p> |

以下 (略)

つては、4,000円) とする。

以下 (略)

公共施設に係る使用料等の見直しについて

1 取組の概要

本市では、物価高騰等の社会経済情勢の変化を踏まえ、第8次秋田市行政改革大綱の取組項目の一つに位置付けた「受益と負担の適正化」を図るため、次の見直し方針に基づき、公共施設の使用料等の改定要否について検討を進めてきたところであり、今後、関係条例を改正した上で令和6年度から新料金へ移行したい。

2 見直しの方針

(1) 施設の範囲

公共施設の行政サービスを施設の性質に応じて分類し、次の施設は見直し対象から除外する。

ア 市民生活において必需性が高い施設（図1 ①③）

イ 受益者負担割合が50%又は100%の施設（図1 ②④）のうち、現行料金と算定料金の乖離が10%未満となる施設

ウ 現在、使用料等を徴収していない施設（コミュニティセンター、老人いこいの家など）

エ 開設から間もない施設、改修中の施設等（文化創造館、千秋美術館など）

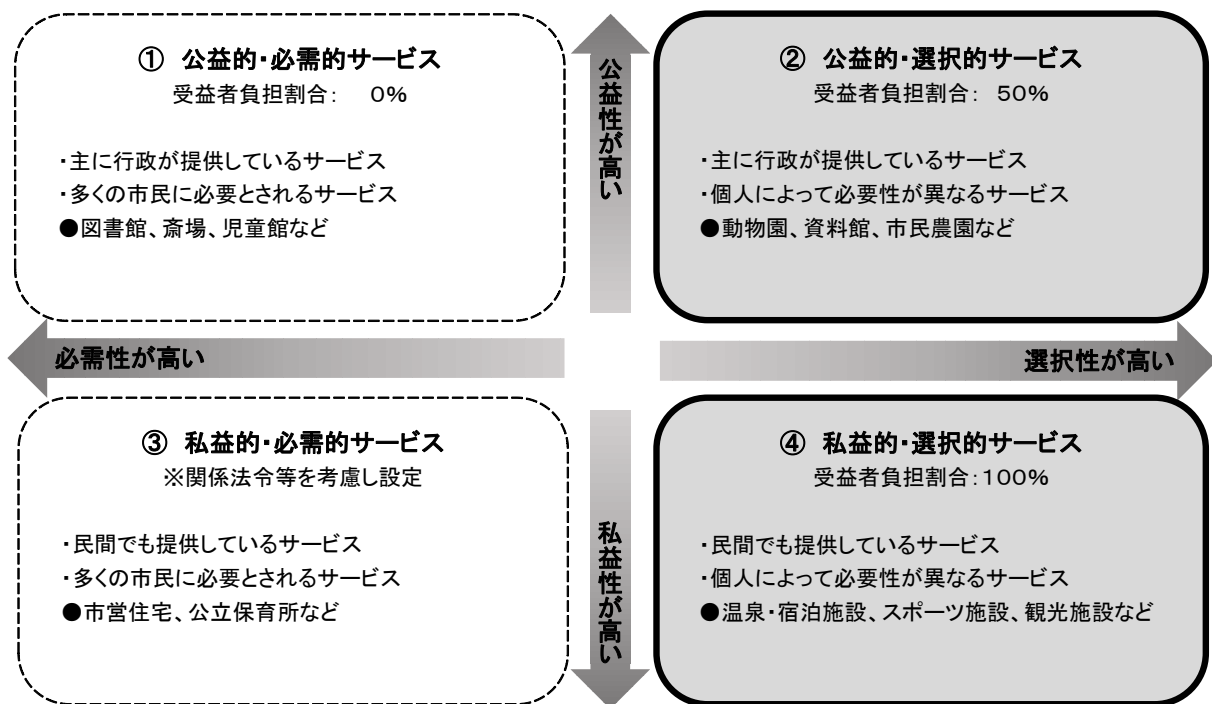


図1：公共施設のサービス分類と主な施設

(2) 使用料等改定の考え方

- ア 算定料金（管理原価^{*1}×受益者負担割合）に基づき改定後料金を設定する。
- イ 利用者の急激な負担増に配慮し、現行料金の1.5倍を上限（激変緩和措置）として改定後料金を設定する。
- ウ 民間施設や他自治体施設の料金区分・水準、本市の同類施設における統一性なども考慮する。

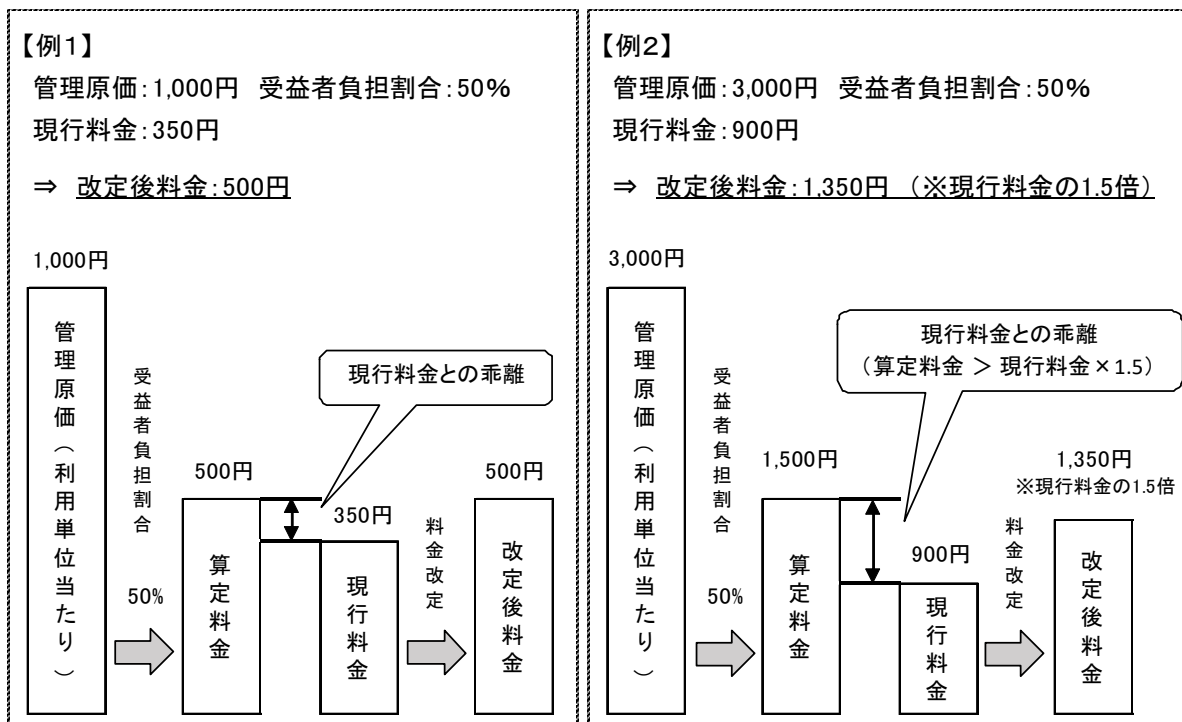


図2：改定のイメージ

*1【参考】管理原価

年間管理運営費（人にかかるコスト+物にかかるコスト）をもとに、施設の利用形態に応じて、①1㎡・1時間当たり又は②利用者1人当たりに要する金額のこと。

- ① 貸室（会議室、和室、ホール等）など、一定の区画を貸し出す施設

管理原価 = 年間管理運営費 ÷ 貸出区画の総面積 ÷ 年間貸出可能時間

- ② 観光施設など、不特定多数の個人が同時に利用する施設

管理原価 = 年間管理運営費 ÷ 年間利用者数

3 改定対象施設

今回検討対象とした全510施設のうち、2の「見直しの方針」に基づき、353施設を改定対象とする。このうち、市民の日常的な使用に関わる改定が63施設、そのほか営利目的等に使用する場合は都市公園や学校など290施設となっている。

表1 改定対象施設数

| 項 目 | | 施設数 | 備 考 |
|-------------|------------------------------|-----|-----------------------------|
| 検 討 対 象 施 設 | | 510 | |
| 見直し対象から除外 | ア 受益者負担割合0%に分類している施設 | 48 | 図書館、斎場、児童館など |
| | イ 関係法令等を考慮し、料金設定をすることとしている施設 | 32 | 市営住宅、公立保育所など |
| | ウ 現行料金と算定料金の乖離が10%未満となる施設 | 4 | 新屋ガラス工房、園芸振興センターなど |
| | エ 現在、使用料等を徴収していない施設 | 53 | コミュニティセンター、老人いこいの家、交流センターなど |
| | エ 開設から間もない施設、改修中の施設等 | 20 | 文化創造館、千秋美術館など |
| 小 計 | | 157 | |
| 改 定 対 象 施 設 | | 353 | |

表2 改定対象施設数内訳（所管部局別）

| 所 管 部 局 | 施設数 | うち日常的な使用に関わる改定※1 | 備 考 |
|-----------|-----|------------------|---------------------------|
| 観光文化スポーツ部 | 42 | 42 | 八橋運動公園、市立体育館、大森山動物園など |
| 市民生活部 | 9 | 1 | 市民サービスセンター※1、河辺岩見温泉交流センター |
| 福祉保健部 | 1 | 1 | 河辺総合福祉交流センター |
| 産業振興部 | 11 | 11 | 市民農園、勤労者総合福祉センターなど |
| 建設部 | 226 | 7 | 太平山スキー場、都市公園※1など |
| 教育委員会 | 64 | 1 | 小・中・高等学校※1、太平山自然学習センター |
| 改定対象施設 | 353 | 63 | (減額改定対象：3施設) |

※1 営利目的等の使用料を改定する市民サービスセンター（8施設）、都市公園（219施設）、小・中・高等学校（63施設）の計290施設を除く改定対象施設数

4 定期的な見直しの実施

定期的に行政サービスに要する費用等を把握し、4年（行政改革大綱の計画期間）ごとに使用料等の改定要否を検討する。ただし、社会経済情勢に大きな変化がある場合などは、適宜検討する。

令和4年度秋田市内部統制評価報告書について

1 目的等

内部統制は、業務上のリスクを管理し、組織として適正な執行を確保することを目的とした制度であり、令和3年度より地方自治法（以下「法」という。）に基づく内部統制に取り組んでいる。

2 評価報告書の作成等

法に基づく手続として、令和4年度の内部統制の取組状況の評価を行い、作成した報告書について、監査委員の意見を付して市議会に提出したものである。

3 令和4年度評価の概要

(1) 「全庁的な内部統制」に関する取組については、不備がないものと評価した。

(2) 「業務レベルの内部統制」に関する取組については、不備があったものの、重大な不備には該当しないものと評価した。

以上のことから、令和4年度における本市の内部統制は有効であると評価した。

表1 評価結果

| 取組の区分 \ 不備の区分 | 整備上の不備 (規定等の整備状況) | 運用上の不備 (業務等の運用状況) |
|----------------|----------------------------------|-------------------------------|
| (1) 全庁的な内部統制 | 不備なし | 不備なし |
| (2) 業務レベルの内部統制 | 不備あり（重大ではない） ※委託業務の必要書類の提出漏れ等 | 不備あり（重大ではない） ※公用車定期点検の未実施等 |

4 監査委員の意見

令和4年度内部統制は有効に整備・運用されているとした評価結果に係る報告書の記載は、相当であるとされた。

5 今後の取組

過去の不適正な事務処理事案や定期監査における指摘事項等を踏まえ、業務上のリスクを分析・評価し、リスク対応策を業務マニュアルに組み込むなど、必要な見直しを適宜行い、適正な業務執行の確保に努めていく。

7月14日からの豪雨に関する災害対応の検証について

7月14日からの豪雨に係る対応について、全庁から課題を抽出し、防災安全対策課において主要な検証項目として整理した。今後、検証委員会等の場で改めて検証項目を整理し、短期(年内)、中期(令和6年8月)、長期(複数年)の期限を設け、検証を行う予定である。

| 期限 | 主な検証項目 | | 備考 |
|--------------------|------------|---------------------------|------------------------------|
| 短期 (年内) | 避難情報の発令 | 迅速かつ正確な避難情報の発信について | |
| | 情報収集・分析 | 職員間の情報共有要領について | |
| | 避難所開設と運営 | 避難者への情報提供要領について | |
| | 被災者支援 | 床上浸水家屋消毒の体制等について | |
| | | 災害ケースマネジメントについて | |
| | | 被災者情報の共有について | |
| 中期 (令和6年 8月) | 情報収集・分析・発信 | 被害概況の調査・集約要領について | |
| | | 災害の広報要領について | |
| | 避難所開設・運営 | 初動体制(開設要員・運営要員の配置等)について | |
| | | 小中学校での開設要領について | |
| | | 避難所の状況把握要領について | |
| | | 備蓄品等の配置・配分要領について | |
| | | 防犯対策について | |
| | 災害対応の体制・計画 | 対処体制(災害対策本部等、職員の参集等)について | |
| | | 各部局間の情報共有(被害状況、活動状況等)について | |
| | | 災害時の事務分掌について | |
| | | 職員の交代要領について | |
| | | 受援計画について | |
| | | 国や県との連携について | |
| | | 災害協定の連絡体制等について | |
| | | 地域や団体との連携要領について | |
| | 外水氾濫 | 市管理河川の外水氾濫について | 古川流域の総合的な治水対策の再検証 |
| | 内水氾濫 | 浸水被害への対策について | 雄物川下流圏域分科会でのソフト、ハード対策メニューの検討 |
| | | 内水浸水想定区域図について | |
| | | 広面汚水中継ポンプ場の耐水化手法について | |
| | 災害廃棄物処理 | 災害廃棄物処理計画について | 実績の洗い出し整理等 |
| | | 災害廃棄物の収集方針について | |
| | | 仮置場の選定と運営について | |
| | 家屋の被害認定調査 | 罹災証明書の発行手順について | |

| 期限 | 主な検証項目 | | 備考 |
|--------------------|---------------|-------------------------|-------------|
| 中期 (令和6年 8月) | 被災者支援 | 災害ボランティアセンターの運営支援について | |
| | | 要援護者への対応について | |
| | | 見守り対象者の安否確認について | |
| | | 災害時における医療の対応について | |
| | | 在宅被災者の健康状態等の把握について | |
| | | 被災者からの相談窓口について | |
| | | 生活必需品の給与について | |
| 長期 (複数年) | 避難所開設と運営 | 避難所の物資(再配分)について | |
| | | 避難者への医療支援等について | |
| | 情報発信・災害時広報 | 避難所開設情報の発信について | |
| | | 医療機関関連情報の共有について | |
| | | 情報の地図化(デジタル化)について | |
| | 災害対応の体制・計画 | 災害協定の追加について | |
| | | オンライン申請等デジタル化による効率化について | |
| | | 車両のみの待避場について | |
| | 河川・道路 | 地下道冠水状況の把握要領について | |
| | 内水氾濫 | 広面汚水中継ポンプ場の冠水対策について | 耐水化工事の実施を含む |
| 災害廃棄物処理 | 災害廃棄物処理計画について | 処理計画の改定、実務マニュアルの整備 | |

地域防災計画更新業務の変更について

1 変更理由

今年度実施予定の秋田市地域防災計画の第21次修正については、このたびの豪雨災害による被害や災害対応を踏まえ、全庁を挙げて整理・検証を行い、その検証結果を地域防災計画に反映させる必要があることから、委託契約を締結した計画更新業務を変更（途中解除）し、来年度に改めて計画を更新するもの。

2 変更契約内容

- (1) 委託名 秋田市地域防災計画更新業務委託
- (2) 委託期間 変更前) 令和5年5月30日から令和6年3月22日まで
変更後) 令和5年5月30日から令和5年9月29日まで
- (3) 契約金額 変更前) 5,610,000円
変更後) 1,390,400円(△4,219,600円)
- (4) 受託者 中央開発株式会社秋田営業所 所長 野田隆志

3 今後の予定

- ・契約の途中解除までの成果物（基礎調査資料等）の受理 9月まで
- ・検証結果から計画への反映事項の整理 令和6年8月まで